

# ティーエスクュービックフライト・マネージメント・システム売上データ授受サービス利用規定

## 第一条 (本利用規定の目的)

本利用規定はトヨタファイナンス株式会社 (以下「当社」といいます) が提供する「ティーエスクュービックフライト・マネージメント・システム売上データ授受サービス (以下「本サービス」といいます) について、利用方法及び遵守事項等を定めたものです。

## 第二条 (定義)

- 「本サービス」は、当社が提供するティーエスクュービックフライト・マネージメント・システム (以下「TS-FMS」といいます) を利用する法人、企業等からの依頼を受けて、当該法人等に対して、当社所定の方法で該当 TS-FMS の利用情報および利用代金を当社所定の形式で記録されたデータにより提供するため、当社所定の方法で該当 TS-FMS の売上情報データ (以下「売上データ」といいます) を当社所定の形式で記録されたデータにより授受等するサービスです。
- 利用社とは、「売上データ授受に関する覚書」を締結して、本サービスを申込み、当社が適当と認めた法人、企業とします。

## 第三条 (本サービスの申込と解約)

- 利用社は、本サービスの利用もしくは解約を希望する場合、当社所定の書面等にて当社へ申し出るものとします。
- 当社は、前項に定める利用申込、または解約申込に対して、当社が適当と認めた場合に利用社からの当該申込を受付けるものとします。

## 第四条 (登録内容の変更)

利用社は、本サービスの利用にあたり、届け出た内容に変更があった場合は、当社所定の書面または方法により申し出るものとします。

## 第五条 (データ授受)

本サービスでは、当社と利用社にて取り交わした「売上データ授受に関する覚書」にて取り決めた売上データを授受するものとします。

## 第六条 (サービス利用料)

- 利用社の、本サービス利用料 (以下「利用料」といいます) は無料とします。
- 社会条件の変動などにより、利用料を改定する場合は、当社と利用社の合意により改定するものとします。
- なお、利用料が発生した場合の消費税分については、消費税等の改定があった場合、当社は利用社の承認を得ることなく変更することができるものとします。

## 第七条 (免責)

当社は、本サービスに起因して生じた利用社の損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第八条 (業務委託)

- 利用社は、本サービスの一部がヤマトシステム開発株式会社の提供する e-ネコセキュアメールにより提供されることを、予め承諾し、データ提供に伴う手続き等について当社またはヤマトシステム開発株式会社の指示に従うものとします。
- 当社は、本サービスを実施するにあたり、当社の業務を第三者に業務委託することができるものとします。この場合、利用社は当社が必要な保護措置を行ったうえで、業務の遂行に必要な範囲で、当社に提供された情報及び会員情報を当該業務委託会社に提供することを予め承諾します。

## 第九条 (確約事項)

- 甲は、自ら (甲の役員および経営に実質的に関与している者を含む) が、現在、暴力団、暴力団員 (暴力団の構成員)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、総称して「暴力団員等」という) に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの積極的な協力もしくは関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - その他前各号に準ずる関係を有すること
- 甲は、自ら (甲の役員および経営に実質的に関与している者を含む) または第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約する。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 本サービスに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
  - その他上記①から④に準ずる行為

## ティーエスキュービックフライト・マネージメント・システム売上データ授受サービス利用規定

3. 甲が第1項または第2項に定める規定に違反している場合は、乙は直ちに本規約を将来に向かって解除できること、または本規約の効力を保留することができるものとします。
4. 甲は、第1項または第2項に違反することにより乙に発生した損害について全て賠償するものとします。

### 第十条（本サービスの終了）

1. 当社は、いつでも本サービスの提供を終了させることができるものとし、利用社は予めその旨承認するものとします。
2. 本サービスが終了する際には、当社は利用社に6ヶ月前に事前通知するものとします。

### 第十一条（本利用規定の改定）

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本利用規定その他の本サービスに係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

### 第十二条（本利用規定に定めのない事項）

本利用規定に定めのない事項については、当社と利用社が締結している契約書、覚書等諸規定の定めによるものとします。